



団交開催拒否は不当労働行為と認定！

診断書強要行政訴訟控訴審の”勝利”判決を受けて 団交開催の申し入れを行いました！

東京高等裁判所は10月8日、令和7年（行コ）第15号不当労働行為救済命令申立棄却命令取消請求控訴事件について、第1審判決をさらに補正し、会社が組合からの団体交渉の申し入れに応じなかったことは、不当労働行為と認定しました。

地本は今回の「判決」に基づき、団交開催を求めて申し入れました。

【 東京高等裁判所の「判決」に基づく申し入れ 】

1. 10月8日の東京高等裁判所からの「判決」について見解を明らかにすること。
2. 東京高等裁判所「判決」は、「会社が組合からの申し入れに対して、応じなかったことについて労組法7条2号にいう『正当な理由』はなく、団交拒否は不当労働行為に当たるものと認めるのが相当」と判断している。その判断に対する会社の見解を明らかにすること。
3. 東京高等裁判所「判決」は、「幹事間折衝を開催し、労使慣行が成立していたものと解する余地があるとしても、団交と同程度の実質的な協議が行われたものとみることができない」と判断している。その判断に対する会社の見解を明らかにすること。
4. 令和元年7月16日付けの東京都労働委員会命令にある、各所への謝罪文掲示を早急に履行すること。
5. 会社は今回の「判決」に鑑み、組合からの団交開催請求に対しては、遅滞なく全て団体交渉を開催すること。
6. 会社は今回の「判決」を真摯に受け止め、労使の信義則違反を猛省し、この間の労使交渉における「会社はこれまで不当労働行為は行っていない」との発言を撤回し、謝罪すること。
7. 会社は今後二度と、不当労働行為を行わないこと。

会社は今後二度と、不当労働行為を行なうな！